

(平成 28 年度臨時福祉給付金)

平成 28 年度臨時福祉給付金について

安平町では、

平成 28 年度の臨時福祉給付金の
申請受付を 9 月 20 日から開始しています



臨時福祉給付金とは

平成 26 年 4 月に実施した消費税引き上げに伴う所得の少ない方への影響を緩和します。

給付対象者 次の要件を全て満たす方が対象となります。

- ①平成 28 年 1 月 1 日時点で安平町に住民登録がある。
- ②平成 28 年度町民税（均等割）が課税されていない方。
(課税されている方の扶養親族等となっている場合や生活保護制度の被保護者の方は対象外となります。)

給付額 給付対象者 1 人につき 3,000 円（平成 28 年度中 1 回のみ）

申請手続き 安平町では、12 月 28 日(水)まで申請を受け付けます。

支給時期 申請受付日からおよそ 1 か月以内での支給を予定しています。

安平町では 9 月 20 日に臨時福祉給付金に該当すると思われる方に申請書を郵送していますが、該当すると思われる方で申請書が届いていない方や該当するかどうかを確認したい方は、健康福祉課へお問い合わせください。

【ご注意】

申請時期や支給時期は、各市町村によって異なります。

この給付金に関して、給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報詐欺」にご注意ください。

●安平町や厚生労働省などが ATM（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。

●安平町や厚生労働省などが住民の皆さんの世帯構成や生年月日等の個人情報を照会することは、絶対にありません。

給付金に関するお知らせは、今後も広報等でお知らせします。

給付金に関する問合せ

健康福祉課・住民サービスグループ ☎ 2411